

令和3年度 事業計画書

芦別市社会福祉事業団は、芦別市が制定した「公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」による指定管理者としての使命を遵守し、施設サービス（入所）、短期入所療養介護、通所リハビリテーションの受託事業について、下記の基本理念に基づき誠実にを行います。また、公益事業である居宅介護支援事業を推進していきます。

法人理念として、「真心を込めて、誠意を尽くす」を掲げ、この言葉を職員の胸に刻み、利用者様の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上をめざし総合的に支援していきます。

（基本理念）

- 一、利用者様の意思、人格を尊重し自立した生活を営むことができるよう支援いたします。
- 二、利用者様の身体能力、精神能力を高めるようなケア、リハビリに積極的に取り組みます。
- 三、利用者様の視点に立ったサービスに努め、地域に開かれた施設を目指します。

1 事業運営の基本方針

(1) 持続可能な安定した経営の確立

経営収支中期計画書を策定し、計画的な予算執行に努め、経営収支の均衡を図ってまいります。また、人件費率が増高しており、安定した施設経営を維持・向上させるためには、賃金体系の見直しが必要となっていることから、令和4年度の実施に向け検討していきます。

(2) 地域包括ケア支援体制の推進

介護老人保健施設が在宅支援施設へと位置付けられ、昨年8月には介護報酬体系である基本型（指標20以上）から加算型（指標40以上）に移行したところでありますが、当面、この加算型の施設運営を閉ざすことなく、維持・向上を図っていきます。

また、在宅復帰・在宅支援機能を高めるための手段としての居宅介護支援事業所の役割と機能を十分に果たし、利用者が安心して在宅で生活できるよう地域包括支援体制を構築していきます。

(3) 地域に開かれた施設づくりの推進

地域活動の一環として、地域向け研修会（出前研修会）を開催して、介護老人保健施設の積極的なPRを行なっていきます。

(4) 通所リハビリテーションの利用の促進

年次計画に基づき、パワーリハビリテーション機器（医療機器）を導入し、差別化したサービスを実施して利用の促進を図っていきます。

また、利用者の生活の質（QOL）の向上を図るため、これまで休業日であった祝日を営業日とし、利用の促進に努めてまいります。

(5) 訪問リハビリテーション事業の実施に向けた検討会の開催

介護老人保健施設では、訪問リハビリテーション事業を実施可能ではありますが、当施設では実施しておりません。令和3年度からの介護報酬改定により、居宅サービス実施数に係る指標において訪問リハビリテーションの比重を高くしたことから、検討会を設置し、実施に向けた検討会を開催してまいります。

(6) 健やかで快適な生活の場の提供

利用者の意志を尊重し、ご本人にとって望ましい在宅又は施設生活が過ごせるよう多職種
のチームで支援いたします。そのため、利用者一人ひとりに応じた目標と支援計画を立て、
必要な医療、看護や介護、リハビリテーション、口腔ケア等のサービスの提供と快適な環境
づくりに努めます。

(7) プライバシー、生活習慣、価値観の尊重

利用者は、年齢、性別、生活環境等で心身の状態がそれぞれ異なります。

基本理念に基づき個人の価値観や生活習慣等を十分に尊重しながら、生活相談や援助等
を行うと同時にプライバシーは厳格に遵守します。

(8) 自立への援助、ふれあいの促進

利用者の中には、心身の障害等による生活動作の低下から、自立心が徐々に失われる方も見受
けられるため、機能訓練や創作活動等の目標を設定し、利用者が自立促進に意欲がもてる環境づ
くりを努め、自立心の高揚に努めます。

また、施設での単調な生活による自立心の喪失、自己嫌悪による利用者同士のトラブル等
の発生防止のため、レクリエーションや各種行事等を積極的に取り入れ、生活に刺激を与え
生きる喜びの保持に努めます。

さらに家族や地域住民との交流を図りながら利用者同士の和に努め、自立した生活を営む
ことができるよう支援いたします。

(9) 事故防止の徹底

心身の機能の低下等による転倒、ベッドや車イス等からの落下による事故を防止するため、
日頃から職員の安全意識の徹底や施設の安全管理に万全をつくり、事故が発生しない施設づ
くりを努めてまいります。

2 運営の具体的方針

(1) 在宅復帰・在宅療養を支援する観点から、一定期間の施設入所後、短期入所療養介護、通
所リハビリテーションなどの居宅サービスを提供し、再び一定期間の施設入所を受け入れる
など交互にサービス提供を行い、一定の戦略をもって「加算型」で維持・向上に努めるとと
もに、在宅復帰を支援していきます。

(2) 通所リハビリテーションについては、令和3年度にはパワーリハビリテーション機器2台
(上肢・下肢)を導入し、サービス内容の充実を図りながら、利用促進に努めていきます。

また、利用者の生活の質(QOL)の向上を図るため、これまで休業日であった月
曜日から金曜日までの祝日を営業日として利用促進に努めてまいります。

なお、5月の憲法記念日(3日)、みどりの日(4日)、こどもの日(5日)につ
いては定休日とします。

(3) 居宅介護支援事業所については、地域包括支援センターからの委託を受けた多くの要支援
者を対象としていることから、公益事業としての認知度を高めるとともに採算のとれた事業
運営を目指していきます。

また、在宅復帰・在宅療養を支援するため、居宅介護支援専門員(ケアマネジャー)1名
を増員し、体制を強化してまいります。

(4) 単位町内会及び単位老人クラブなどを対象に、介護老人保健施設の役割や機能について説
明し、施設の有効活用に努めます。

(5) 施設サービス計画等の定期的な評価及び変更を行い、利用者にあったサービスの提供を行
います。

- (6) 利用者、家族及び施設職員との和を図り、常に信頼関係を保ち、安心して介護を受けられる環境整備に努めます。
- (7) 体幹機能の維持回復のため、リハビリテーション及びレクリエーションを取り入れます。
- (8) 利用者の個性の発揮、連帯意識の高揚、助け合いの精神及び生きがいを高めるため、行事等を積極的に取り入れ、生活意欲の向上に努めます。
- (9) 利用者の健康維持のための食事は、利用者の嗜好を十分考慮した献立に留意するとともに、適宜行事食の提供を行います。
また、食中毒の防止のため食品衛生管理の徹底に努めます。
- (10) 家族の面会及び利用者の外出外泊を通して、家族との連携を密にし、疎外感及び孤独感の解消に努めます。
- (11) 職員間の情報の共有が正確かつ迅速に伝達できる組織体制の充実に努めます。
- (12) 介護老人保健施設としての役割と機能について、職員の意識改革に努め、職員が一丸となって目標達成に向けて取り組んでいきます。

3 職員の資質向上と専門性の確立

- (1) 介護老人保健施設としての使命を果たすため、職員一人ひとりが自覚と責任をもつための指導に努めます。
- (2) 専門職に応じた適切な研修計画を策定し、計画的に研修を実施していきます。
また、職場外教育の研修にあたっては、年2回から3回程度の全体研修を実施し、専門職にふさわしい知識の習得に努めます。
- (3) 介護職員の人材確保及び専門性を高めるために、元気高齢者等を対象とした介護助手の導入について検討していきます。
- (4) 直接利用者に携わる看護師、介護職員及び介護支援専門員等の専門職は、自らの知識、技能がサービスの良し悪しにつながることから、自己研鑽はもちろん、施設として積極的に専門研修の機会を与えます。
- (5) カンファレンス等の開催の中で、実践中におきた問題点を出し合い、その中から看護、介護に関する問題意識を持ち、職員自ら研修領域を広げるよう努めます。
- (6) 高齢者虐待防止に関する研修会を実施し、利用者の意思及び人格を尊重した適切な施設環境を目指します。

4 施設機能の地域開放の推進

- (1) 介護老人保健施設（入所・通所）について、芦別市及び関係機関と連携し、事業の推進を図ります。
- (2) 法人独自の広報誌や市の広報誌等を活用し、施設に対する理解を深めていただくための情報を提供いたします。
- (3) ボランティアや施設実習生を積極的に受入れ、地域住民等と施設利用者との交流を深め

ます。

- (4) 家族や地域住民等に対し、相談や援助を行います。
- (5) 教育のための施設見学や体験学習を積極的に受入れ、介護への関心度や理解の向上に努めます。

5 防災対策の強化

職員及び利用者の防災意識を高めるため、消防計画書に基づく自衛消防訓練を年2回実施し、及び水害・土砂災害等の避難訓練確保計画に基づく自衛水防訓練を年1回実施し、災害時に対応できる態勢づくりに努めます。

また、防災に関連する設備並びに用具点検を適宜行っていきます。

6 感染症対策の強化

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を図る観点から、研修会の実施及び訓練（シミュレーション）の実施について検討してまいります。

また、感染症が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されるよう業務継続に向けた計画等の策定、研修会の実施及び訓練（シミュレーション）の実施について検討してまいります。

7 保健、福祉、介護、医療との連携強化

施設及び居宅サービスの向上と充実を図るため、保健、福祉、介護、医療の関係機関との連携を強め、利用者のニーズに迅速かつ適切に対応できる態勢の確立に努めます。

8 職員の健康管理等

- (1) 職員の健康管理等のため、定期健康診断及びストレスチェックを実施します。
併せて専門職に義務づけられている特殊健診も逐次行います。
- (2) ウイルス、細菌等による感染症の発生防止のため、利用者はもちろん、職員においても、マスクの着用、うがい、手洗いの励行や衛生管理の徹底を図ります。
- (3) 安全衛生委員会を月1回開催し、産業医及び衛生管理者等との連携のもと職員の健康増進等に努めます。

〔事業内容〕

1 組織運営

(1) 理事会

定款第 24 条の規定に基づき必要に応じて開催します。

(2) 評議員会

定款第 10 条の規定に基づき必要に応じて開催します。

(3) 監事監査

定款第 18 条の規定に基づき理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況について四半期ごとに監査を受け、適正な事業運営と財務管理に努めます。

2 事業運営

保健福祉施設全体の管理を芦別市から指定を受け受託していることから介護老人保健施設の運営と併せて推進します。

3 運営会議

(1) 管理会議

常務理事、管理者（施設長）、事務局長及び各係の係長並びに主任により毎月 1 回開催し、施設運営や経営状況及び人事等の重要案件に関する事等について協議を行います。

(2) 給食運営会議

各職種の代表者及び給食調理業務委託業者により毎月 1 回開催し、給食の献立並びに行事食等、給食全般について評価検討を行います。

4 年間行事計画

別紙 1 のとおり

5 職員研修計画

別紙 2 のとおり

6 各種会議及び委員会

別紙 3 のとおり

令和3年度 年間行事計画

	介護老人保健施設	
	入所・短期入所部門	通所部門
4月	—	—
5月	—	—
6月	—	—
7月	—	—
8月	盆踊り	七夕
9月	敬老会	敬老会
10月	—	—
11月	—	お鍋パーティー
12月	クリスマス会	クリスマス会
1月	—	新年会
2月	節分	—
3月	—	ひな祭り
備考	☆ 行事の日に『行事食』を提供 ☆ 職員が企画した誕生会を毎月実施	☆ 行事の日に『行事食』を提供 ☆ 毎月初めの週にお誕生日会を実施

※ 令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制のため、
 外出行事等の予定を組んでおりません。

令和3年度 職員研修計画

研修名	研修地	日程	職種別参加人員								
			施設長	看護職員	介護職員	療法士	相談員	ケアマネ	栄養士	衛生士	事務職員
北海道老人保健施設大会	札幌市	1泊2日		1	1		1				
北海道抑制廃止研究会	札幌市	日帰り			1						
身体拘束廃止推進委員研修会	札幌市	日帰り		1							
北海道老人保健施設協議会職員研修会	札幌市	1泊2日			1						
北海道老人保健施設協議会職員基礎研修会	札幌市	1泊2日		1							
介護保険主治医研修会	札幌市	1泊2日	1								
看護師専門研修会	札幌市	1泊2日		1							
新任介護職員研修会	旭川市	日帰り			1						
介護職員専門研修会Ⅰ	旭川市	日帰り			1						
介護職員専門研修会Ⅱ	旭川市	日帰り			1						
北海道理学療法士会学術大会	旭川市	日帰り				2					
北海道理学療法士会研修会	札幌市	1泊2日				2					
新任施設相談員研修会	札幌市	1泊2日					1				
施設相談員研修会	札幌市	1泊2日					1				
高齢者虐待防止推進研修会（施設編）	札幌市	日帰り					1				
高齢者虐待防止推進研修会（在宅編）	札幌市	日帰り						1			
介護支援専門員専門研修Ⅰ	札幌市	1泊2日						1			
主任介護支援専門員研修Ⅰ	札幌市	2泊3日						1			
主任介護支援専門員研修Ⅱ	札幌市	2泊3日						1			
北海道栄養士会春期職域別研修会	札幌市	日帰り							1		
北海道栄養士会秋期職域別研修会	札幌市	日帰り							1		
特定給食施設等栄養士研修会	滝川市	日帰り							1		
集団給食施設従事者研修	滝川市	日帰り							1		
社会福祉施設経理事務者研修	札幌市	日帰り									1

※その他、必要に応じた施設内研修会の開催、教育用必要図書の購入及び市内関係団体の行う研修会へ出席させる。

令和 3 年度 各種会議・委員会等一覧表

	名 称	開催回数
各事業所共通	管理会議	1 回/月
	給食運営会議	
	安全衛生委員会	
	感染防止対策委員会	
	リスクマネジメント委員会	
	身体拘束廃止委員会	1 回/3 月
	広報委員会	随 時
	社会復帰・在宅支援プロジェクト会議	不定期
	社会復帰・在宅支援プロジェクト委員会	
	研修委員会	
	職員全体カンファレンス	
各係別カンファレンス		
職員福利厚生会		
入所	サービス担当者会議	2 回/週
	口腔ケア研修会	1 回/月
	褥創対策検討委員会	不定期
	オムツ検討委員会	
通所	職員会議	1 回/月
	サービス担当者会議	随 時
居宅	在宅支援サービス担当者会議	